

茨城県耕作放棄地対策協議会内部監査実施規定

(趣旨)

第1条 茨城県耕作放棄地対策協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、県協議会の役員である監事がこれにあたる。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とし、事業執行および会計処理について監査するものとする。

(内部監査実施及び結果の報告)

第4条 監査員は、毎事業年度4月末までに監査責任者を1名定め、及び内部監査実施計画書を作成し、監査を実施するとともに、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項で実施した監査の内容について、監査責任者は、監査を実施した日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第5条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に対して是正措置を講じるよう指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第6条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年11月26日から施行する。

2 平成20年度における内部監査責任者の選任及び内部監査実施計画の作成は12月末日までに行うものとする。

3 平成21年4月28日よりこの規約の一部を変更する。